

令和8年度高知県学力状況調査委託業務公募型プロポーザルに
関する企画提案書作成要領

令和8年3月24日
高知県教育委員会

1 提出書類

提出書類、様式及び提出部数を次表に示します。

番号	提出書類の名称	企画及び制限枚数	提出部数
1	企画提案書	A4縦 両面印刷	正本 1部 副本 10部
2	会社の概要	様式-4	
3	会社の業務実績	様式-5	
4	業務実施計画	様式-6	
5	別添資料	その他、提案に必要な参考資料等	
6	見積書	A4（縦横自由） 1枚 積算内訳を記載してください。	

* 提出書類については、それぞれ別綴りでも、一纏めでもよい。

* 様式4、5、6については、別紙独自の様式や記載項目を網羅するパンフレット等の資料で代替可能

2 提出方法

持参又は郵送（書留郵便又は配達証明に限る。）

* 持参による提出の受付時間は、県の閉庁日を除く平日の午前9時から午後5時までとします。

3 提出期限

令和8年4月22日（水）午後5時（必着）

* この期限までに必要書類の全ての提出がないものは、受付することができませんのでご注意ください。

4 提出先 〒780-0850 高知市丸ノ内1丁目7番52号

高知県教育委員会事務局小中学校課

電話番号 088-821-4735

電子メールアドレス 310301@ken.pref.kochi.lg.jp

5 受理の通知

提出いただいた書類が期限までに到着し受付されたときは、提出者に対して書類が到着したことをお知らせする電子メールを送信します。

6 企画提案のポイント

(1) 事業の目的

学力調査等の結果から明らかとなった学力について、その課題の改善状況及び定着状況を把握し、学習指導の充実や指導方法の改善に生かすとともに、各学校及び教育委員会における継続的な学力向上検証改善サイクルを確立することを目的とする。

(2) 事業の要件

企画提案は「令和8年度高知県学力状況調査委託業務仕様書」の内容に沿って記載してください。

(3) 現状の問題点、課題

平成19年度の全国学力・学習状況調査により、高知県の学力の状況に大きな課題があることが明らかとなりました。そのため、指導力の改善に向けた研修の実施や、授業改善に向けた資料、問題集等の作成などの対策を講じてきました。その結果、徐々にではあるが、平成19年度から比較すると、全国学力・学習状況調査の結果において、全国との差を縮めてきています。しかしながら、知識を活用して問題を解決することや、複数の情報を関連付けて思考・判断・表現すること、他教科の学習内容及び日常生活と関連付けて問題解決を図ることに課題が見られます。これらの課題を解決するため、児童生徒の学力の定着状況を把握し、学習指導の充実や指導方法の改善に生かすとともに、各学校及び各教育委員会の継続的な学力向上検証改善サイクルの確立を図るよう、高知県学力定着状況調査を実施します。

なお本業務は、高知県内の児童生徒の学力定着状況を把握するため、従来の紙による調査から、学習者用端末を活用したCBT (Computer Based Testing) 方式へ移行して実施します。CBTの利点を活かし、動画・音声を含む多様な出題や、採点・集計の迅速化、および児童生徒個々の課題に応じた復習教材(デジタルドリル等)の提供を通じて、学力向上検証改善サイクルの確立を図ります。

(4) 特に提案を求めるポイント

本県の現状・課題に対して、どのような効果が期待できるのか、具体的な例示とともに提案してください。

(5) 提案書の記述する内容

① 教科に関する調査、質問調査に係るオンラインシステムの構築

対象校の全児童生徒の同時接続に耐える堅牢なブラウザ基盤のもと、匿名性と通信障害への耐性を確保し、手厚い運用サポートとICTならではの高度な解答・採点機能等を備えたオンライン調査システムを構築してください。

② 調査問題・質問項目及び調査実施に必要な資料の作成

学習指導要領に基づきCBTの特性(動画・音声・記述)を活かした教科調査問題及び学習・生活状況のオンライン質問項目を作成し、円滑な実施に向けた手引書一式と受検環境を提供してください。

③ 採点・集計作業の実施と結果資料の作成・提供

独自の高度な分析(IRT等)を用いて調査結果を多角的に集計・資料化し、改善状況を判断するための全国推計値等と併せて提供してください。

7 企画提案書についての留意事項

(1) 企画提案書は1者1提案までとします。

(2) 企画提案書の表紙には、企画提案事業者の名称、代表者の職・氏名・所在地、担当者名、電話番号、及びメールアドレス等を記入してください。

8 企画提案にあたっての留意事項

(1) 企画提案書を受け付けた後の追加及び修正は認めません。

(2) 提出された企画提案書が次項に該当するときは無効となる場合があります。

① 虚偽の内容が記載されているもの

② 企画提案書の内容や提出方法等が本要領の規定に適合しないもの